あきる野市男女共同参画計画

第3次 あきる野

男女共同参画プラン (案)

(平成25年度~平成29年度)

も く じ

■第1章 計画の基本的考え方

	1	計画改	定	O)	趣 '	目	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	計画の	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	計画の	基	本:	理	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	あきる	野	市	が	目扌	旨~	す!	男	女:	共	同	参	画	社	会	0)	姿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	5	計画の	基	本	目材	漂	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	6	重点課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	7	計画の	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	8	計画の	性	格	• 1	立言	置有	付り	ナ	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	9	計画の	体	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
■第	2章	計画	の	内	容																										
		目標I		人				_																	•	•	•	•	•	•	·
	•	課題1		女			-																								
		施策	1	-	女	生し	こう	対~	す	る :	暴	力	0	予	防	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		施策	2			偶る						-				.,,		•											•	1	0
		施策	3	4	性	犯量	罪打	業	威	対	策	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	•	課題2		差	別。	<u>ا</u>	扁り	見(\mathcal{D}_{i}^{i}	なり	\ \	家	庭	کے	社	会	づ	<	り	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
		施策	1	-	男	女	平台	等,	意	識	教	育	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
		施策	2	4	性兒	引	安智	割	分	担,	意	識	0	撤	廃	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	基本	目標Ⅱ		働	き	P-	すし	/ \]	膱.	場	づ	<	り	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	•	課題1		ワ・	- :	ク	• 3	ラー	1	フ	• ,	バ	ラ	ン	ス	(仁	上事	[]	<u> </u>	EÆ	€ 0	う 割	哥禾	口)	0	推	進	•	•	1	5
		施策				<u> </u>																							•		
		施策																											•	1	
		施策	3	,	介記	護う	支担	爱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	;	課題?		;	学に	D=	₽ ‡	淫										•	•											2	2
		課題 2 施策	1	/J/U ,	男 7	女	ヘ!	霍月	用相	幾:	会	の	均	箬	確	保		•	•	•		•	•		•	•	•	•		2	2
		施策	2	J	職	業官	::/	一/ 力[期	発(ー の	支	′援	•	•	•						•	•				•	•		2	3
		//	_				/	V 1		_		-	*//																	_	_

平目標Ⅲ	女主	な社会	云と	生み	メヤ	9 6	一坊	現	(1)	ま	ら	つ	<	7)	•	•	•	•	•	•	•	2	Э
課題1																							
施策 1	L 社	会参區	画へ	のす	え援	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
施策 2	2 高	齢者な	学	がレ	者	Ø) [自立	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
施策 3	} バ	リア	フリ	一 们	(の)	推社	些•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
課題2		-	_																				
· · ·																							
施策 3	3 外	国人に	こ優	しい	ょ	ち~	づく	り	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
課題3	健康	の保持	寺と	増進	<u>ŧ</u> •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
施策 1	日 母,	性保証	隻と	母于	个保	健	の充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
施策 2	2 健	康問題	順へ	の厚	各発	の扌	隹進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
本目標Ⅳ	政策	等のヹ	立案	及て	バ決	定~	\T.)共	同	参	画	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3	9
課題1	政策	等の1	立案	及て	バ決	定~	\O_)共	同	参	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
施策 1	審	議会	委員	等~	\ Ø	女性	生の)参	画	拡	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
施策 2	2 あ	らゆる	る分	野で	ごの	女性	生の)参	画	拡	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	0
本目標V	計画	の確認	実な	推進	₤ •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
課題1	推進	体制の	の整	備·	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
施策 1	1 重	点実施	拖 •	責任	£部	署、	E	標		実	施	期	狠	の	明	確	化	•	•	•	•	4	1
施策 2	2 市.	民との	の連	携•	協	働位	本制	』 の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
SI-																							
•	司参画	社会基	基本	法·	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
配偶者が	いらの	暴力の	の防	止及	とび	被領	手者	(D	保	護	に	関	す	る	去	律	•	•	•	•	•	4	8
仕事と生	上活の	調和	(ワ	ーク	7 •	ラィ	イフ	•	バ	ラ	ン	ス)) ;	憲	章	•	•	•	•	•	•	6	O
あきる里	予市男	女共同	司参	画推	推進	市国		議	設	置	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	4
あきる里	予市男	女共同	司参	画推	推進	本語	部彭	置	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	6
男女共同	司参画	社会第	実現	にば	可け	ての	の主	こな	動	き	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	8
男女共同	司参画	関連月	用語	の割	说明	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	6
	課 課 課 目課 目課 目課 男配仕ああ男題施施施 題施施施 題施施 標題施施 標題施施 女偶事きき女1策策策 2策策策 3策策 V1策策 V1策策 共者とるる共	課 課 課 書 書 書 男配仕ああ男題施施施題施施題施施 標題施施 標題施施 標題施施 な偶事きき女 1 2 3 1 2 3 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	課 課 課 目課 目課 目課 を	課	課題	課題1 高齢会の ・ にいま ・ 保発 に	課題1 高社会の では	課題1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	課題1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	課題1 2 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	課題1 高齢会をでいる。 では、	課題1 高齢者や障がいた できます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	課題1 高齢者や障がいる支援・・・・ 施策2 高齢者や障がいる支援・・・・ 施策3 バリアフリー化の推進・・・・ 課題2 安全なまちづくり・・・・ は高齢のいまちづくり・・・・ は一次では、	課題1 高齢者や障がい者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	課題1 高齢者や障がい者の自立支援・・・・・施策1 社会参画への支援・・・・・・施策2 高齢者や障がい者の自立支援・・・・・施策3 バリアフリー化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	課題1 高齢者や障がい者の自立支援・・・・・・・・・・・・施策1 社会参画への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・施策2 高齢者や障がい者の自立支援・・・・・・・・・・・・施策3 バリアフリー化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	課題1 高齢者や障がい者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施策 1 社会参画への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の基本理念
- 4 あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿
- 5 計画の基本目標
- 6 重点課題
- 7 計画の期間
- 8 計画の性格・位置付け
- 9 計画の体系

1 計画改定の趣旨

あきる野市は、平成16年3月に「あきる野男女共同参画プラン」を策定し、「男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわりなく、多様な生き方を自由に選択し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指して、計画的に施策を推進してきました。

しかしながら、政策決定や意思決定過程への女性の参画、子育てや介護問題等への男性の参画など、十分とはいえない状況が見受けられます。また、職場や家庭、地域においては、依然として固定的な性別役割分担意識も根強く残っています。

一方、平成19年7月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、新たに配偶者からの暴力の防止に向けた基本計画の策定が、区市町村の努力義務として規定されました。また、同年12月には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和に理解ある社会への転換が求められています。さらに、平成22年12月に、第3次の「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取組や強化する取組の方向性が示されました。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、新たな課題に対する市の方向性を示すと共に、施策を総合的・効果的に推進するため、「あきる野男女共同参画プラン」を改定するものです。

2 計画の目的

女性も男性も性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に 発揮し、家庭・地域・職場等のあらゆる分野に責任を持って共同参画し、多 様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目 指して、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的としています。

3 計画の基本理念

日本国憲法の基本的人権は、「個人の尊重」、「両性の本質的平等」、「法の下に平等」を理念として、あらゆる差別を禁止し、「侵すことのできない永久の

権利」であるとしています。また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念の下、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を総合的・計画的に推進することを目指しています。

あきる野市では、これらを基に「あきる野市男女共同参画計画の基本理念」 を次のとおりとします。

(1) 男女の人権の尊重

全ての人がいかなる差別や偏見も受けず、個人としての多様な生き方が 尊重されなければなりません。また、性犯罪や暴力は、人権の侵害であり 許されるものではありません。

(2) 社会における制度・習慣を共同参画からの見直しと意識の改革 性別による役割分担意識や女性に対する社会の差別意識は、結果的に女 性の自立を妨げてきました。男女が家庭や社会の対等な構成員であること を、男女、特に男性は、強く認識する必要があります。

(3) 男女の職業生活と家庭生活、地域活動の両立

多くの女性は、就業の他に家事・育児・介護を担い、そのために就業の中断や離職を余儀なくされることもあります。男女が社会のあらゆる分野で対等な協力関係を築くためには、パートナーの協力、企業の柔軟な勤務体制、地域住民の相互扶助、公的な支援等が必要となります。

(4) 政策・方針・決定過程への男女共同参画

女性による新たな視点は、住民にとって住みやすい社会環境や生活環境 をもたらし、住民に優しく安全な生活を提供することができます。

(5) 国際化への対応

国際的な観点から各国の人権尊重・男女平等の文化の現状とその歴史的 背景を理解して新たな視点を取り込むことは、市内に住む外国人はもとよ り、市民にとっても住みやすい社会づくりに通じます。

4 あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿

基本理念に基づく、あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿は次のとおりです。

男女が社会の対等な構成員として

- ① 性別による差別や偏見がなく、それぞれの個性や能力が充分に発揮できる社会
- ② 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)や幼児・児童、 高齢者などの社会的弱者に対しての虐待及び性犯罪等の人権侵害行為を 根絶し、互いの人権が尊重される社会
- ③ 固定的な性別役割分担や慣行にとらわれずに、自らの意思により様々な活動に参画できる社会
- ④ 家事や育児、介護等の家庭内での役割について、家族が互いに責任を 分かち合い、各々が自分らしい生き方を選択できる社会
- ⑤ 仕事や家庭生活、地域活動などについて、自らが希望するバランスで 取り組むことができる社会
- ⑥ 政策や方針決定の場をはじめ、あらゆる分野に対等の立場で参画でき、 多様な意見が反映される社会
- ⑦ 高齢者や障がい者、外国人など、支援を必要とする人たちに対する理解を深め、互いに支えあうことができる社会

5 計画の基本目標

基本理念に沿って、次の5つの基本目標を設定し取組を推進します。

基本目標 I 人権尊重意識の高揚

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

基本目標Ⅲ 安全な社会と住みやすい環境のまちづくり

基本目標IV 政策等の立案及び決定への共同参画

基本目標V 計画の確実な推進

6 重点課題

本計画では、次の3点を重点課題として取り組みます。

(1) 配偶者からの暴力の防止

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、許されるものではありません。また、個人の尊厳を傷つけるばかりではなく男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

このため、本計画の基本目標 I 「人権尊重意識の高揚」の体系中、課題 1 の「女性に対する暴力の予防と根絶」に掲げる「女性に対する暴力の予防」、「配偶者からの暴力の防止と被害者保護」、「性犯罪撲滅対策の推進」の3つの施策の分野を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市の「配偶者暴力対策基本計画」として位置付け、取組を推進していきます。

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、充実したものとしていくためには、男女が共に多様な働き方や生き方を選択できる社会を築いていく必要があります。

このため、市民誰もが、各自のライフステージに応じて、いきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進していきます。

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠です。

国は、平成15年6月に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を定め、その達成に向け、女性の参画を拡大する最も効果的な手法の一つである実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組を強化していくこととしています。

市においても、これを踏まえ、指導的地位への女性の登用や政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

7 計画の期間

この計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画とします。 ただし、国内外の情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて 計画の見直しを行うものとします。

8 計画の性格・位置付け

- (1) 本計画は、男女共同参画社会の実現のために、市の基本的な考え方を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するための事業計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村 男女共同参画計画」にあたります。
- (3) 本計画は、あきる野市におけるこれまでの取組を引継ぎ、発展させる計画で、あきる野市総合計画の部門計画として策定するものです。
- (4) 本計画の基本目標 I の体系中、課題 1 に掲げる 3 つの施策については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」とします。
- (5) 事業の担当課は平成25年3月現在の組織で掲載しています。 実施区分については、次のように表示しています。

新規:本計画より新たに実施する事業

継続:すでに実施しており、今後も引き続き継続する事業

検討:事業化に向けて検討を行っていく事業

9 計画の体系

基本目標 課 題 施 策 Ⅰ-1-1 女性に対する暴力の予防 女性に対する暴力の予 Ⅰ-1-2 配偶者からの暴力防止と被害者保護 防と根絶 Ι Ⅰ-1-3 性犯罪撲滅対策の推進 人権尊重意識の 高揚 差別と偏見のない家庭 Ⅰ-2-1 男女平等意識教育の推進 と社会づくり Ⅰ-2-2 性別役割分担意識の撤廃 Ⅱ-1-1 ワーク・ライフ・バランスに対する意 ワーク・ライフ・バラ 識の啓発 ンス(仕事と生活の調 Ⅱ-1-2 子育て支援 和)の推進 働きやすい職場 Ⅱ-1-3 介護支援 づくり Ⅱ-2-1 男女の雇用機会の均等確保 2 就労の支援 Ⅱ-2-2 職業能力開発の支援 Ⅲ-1-1 社会参画への支援 高齢者や障がい者の自 Ⅲ-1-2 高齢者や障がい者の自立支援 立支援 Ⅲ-1-3 バリアフリー化の推進 Ш Ⅲ-2-1 女性や高齢者等に優しい防災体制の整 安全な社会と住み 2 安全なまちづくり やすい環境のまち Ⅲ-2-2 犯罪や事故のないまちづくり づくり Ⅲ-2-3 外国人に優しいまちづくり Ⅲ-3-1 母性保護と母子保健の充実 3 健康の保持と増進 Ⅲ-3-2 健康問題への啓発の推進 IV 政策等の立案及 政策等の立案及び決定 Ⅳ-1-1 審議会委員等への女性の参画拡大 Ⅳ-1-2 あらゆる分野での女性の参画拡大 への共同参画 び決定への共同 参画 V-1-1 重点実施·責任部署、目標、実施期限 計画の確実な 推進体制の整備 の明確化 推進 Ⅴ-1-2 市民との連携・協働体制の充実

第2章 計画の内容

基本目標I 人権尊重意識の高揚

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

基本目標Ⅲ 安全な社会と住みやすい環境のまちづくり

基本目標IV 政策等の立案及び決定への共同参画

基本目標V 計画の確実な推進

基本目標 I 人権尊重意識の高揚

男女が共に人権を尊重し、全ての人が安心して暮らせる社会を実現するため、 あらゆる暴力の根絶を目指して取組を進めます。

課題1 女性に対する暴力の予防と根絶

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

特に、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的な意識や男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題が存在する場合が多く、男女共同参画社会の形成を妨げる要因の一つとなっています。また、配偶者からの暴力だけではなくセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力、児童虐待や高齢者虐待等、あらゆる暴力の防止に向け、様々な機会を捉えて取り組んでいく必要があります。

施策1 女性に対する暴力の予防

女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、情報の周知や意識の啓発に取り組みます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	区分
1	「配偶者からの暴力	広報紙やパンフレット	子育て支援課	継続
	防止及び被害者の保	等を活用し、DV防止		
	護に関する法律(DV	法やストーカー規制法		
	防止法)」や「ストー	等の法律の周知と啓発		
	カー行為等の規制等	を図る。		
	に関する法律(ストー	広報紙やパンフレット	生涯学習推進課	継続
	カー規正法)」等、法	等を活用し、DV防止		
	律の周知・啓発	法やストーカー規制法		
		等の法律の周知と啓発		
		を図る。		

施策2 配偶者からの暴力防止と被害者保護

配偶者からの暴力防止に向けた意識啓発と、相談窓口の充実に取り組みます。また、被害者の安全確保を図ります。

No	事 業 名	事業内容	担当課	区分
1	「配偶者からの暴力	広報紙やパンフレット	子育て支援課	継続
	防止及び被害者の保	等を活用し、DV防止		
	護に関する法律(DV	法やストーカー規制法		
	防止法)」や「ストー	等の法律の周知と啓発		
	カー行為等の規制等	を図る。		
	に関する法律(ストー	広報紙やパンフレット	生涯学習推進課	継続
	カー規正法)」等、法	等を活用し、DV防止		
	律の周知・啓発	法やストーカー規制法		
	(再掲)	等の法律の周知と啓発		
		を図る。		
2	母子・女性相談の充実	社会的、経済的に不安	子育て支援課	継続
		定におかれている母子		
		家庭や女性に対し、母		
		子相談員による自立に		
		必要な援助や指導のた		
		めの相談体制の充実を		
		図る。		
3	母子緊急一時保護の	被害を受けた母子の身	子育て支援課	継続
	充実	の安全を確保する緊急		
		一時保護の充実を図		
		る。		
4	被害者の自立支援の	被害者が落ち着いた生	子育て支援課	継続
	推進	活を取り戻せるよう		
		に、関係機関等と連携		
		を図り、自立に向けた		
		様々な支援を行う。		
5	配偶者暴力相談支援	被害者等からの相談を	子育て支援課	新規
	センターの機能の整	適切な支援に結び付け		
	備	るため、配偶者暴力相		
		談支援センター機能の		
		整備について検討す		
		る。		

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
6	関係機関による協議	関係する機関による協	子育て支援課	新規
	会の設置	議会を設置し、情報の		
		共有・連携を図る。		
7	人権相談の充実	人権相談の充実を図	市民課	継続
		る。		

施策3 性犯罪撲滅対策の推進

性犯罪の撲滅に向け、様々な機会を通じて情報提供や意識の啓発に取り組みます。また、相談体制の充実を図ります。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
8	セクシュアル・ハラス	セクシュアル・ハラス	職員課	継続
	メント防止のための	メント防止のため、研		
	啓発	修等の充実を図る。		
		セクシュアル・ハラス	生涯学習推進課	継続
		メント防止に向け、広		
		報紙やパンフレット等		
		を活用し、意識啓発を		
		図る。		
9	生命尊重の視点に立	生命尊重や男女平等に	指導室	継続
	った指導の充実	ついての理解を深める		
		ための教材の工夫及び		
		指導計画の作成につい		
		て、指導と助言を行う。		
10	 青少年健全育成活動	 青少年健全育成地区委	生涯学習推進課	継続
	の充実	員会を中心に、非行防		
		止のパトロールや通学		
		路の安全点検、不健全		
		図書類の店舗への立ち		
		入り調査等を行い、青		
		少年の健全育成を図		
		る。		

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
2	母子・女性相談の充実	社会的、経済的に不安	子育て支援課	継続
	(再掲)	定におかれている母子		
		家庭や女性に対し、母		
		子相談員による自立に		
		必要な援助や指導のた		
		めの相談体制の充実を		
		図る。		
7	人権相談の充実	人権相談の充実を図	市民課	継続
	(再掲)	る。		

課題2 差別と偏見のない家庭と社会づくり

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図るためには、子供のときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。また、家庭や地域において、男性重視や家長的に扱う慣行を改め、性別・年代に関わりなく男女平等意識を醸成するため、学習機会の提供に努めるなど、啓発活動をより推進していく必要があります。

施策1 男女平等意識教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育や社会教育等、様々な機会を捉え、継続的な意識啓発に取り組みます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
11	学校における人権教 育の推進	各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。	指導室	継続
12	人権教育推進のため の指導の充実	人権教育推進委員会に おいて、研修や情報交 換等を通して、指導の 充実を図る。	指導室	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
13	道徳授業の地区公開 講座の充実	学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳授業地区公開講座の充実を図る。	指導室	継続
14	男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
15	家庭教育施策の充実	家庭教育の重要性を浸透させるため、「家庭の日」推進事業等、家庭教育施策の充実を図る。	生涯学習推進課	継続
		子供を持つ保護者等を 対象にした家庭教育学 級の充実を図る。	公民館	継続
16	青少年の体験活動等 の充実	青少年の体験活動等を 通して、意識啓発を図 る。	生涯学習推進課	継続
17	男女平等の視点に立 った各種講座等の充 実	男女平等の視点に立っ た各種講座等の充実を 図る。	公民館	継続

施策2 性別役割分担意識の撤廃

性別による固定的な役割分担意識を解消するため、学校・家庭・地域等、様々な場を活用し意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
14	男女共同参画に関す る啓発活動の推進 (再掲)	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
15	家庭教育施策の充実 (再掲)	家庭教育の重要性を浸 透させるため、「家庭の 日」推進事業等、家庭教 育施策の充実を図る。	生涯学習推進課	継続
		子供を持つ保護者等を 対象にした家庭教育学 級の充実を図る。	公民館	継続
16	青少年の体験活動等 の充実 (再掲)	青少年の体験活動等を 通して、意識啓発を図 る。	生涯学習推進課	継続
17	男女平等の視点に立 った各種講座等の充 実 (再掲)	男女平等の視点に立っ た各種講座等の充実を 図る。	公民館	継続
18	女と男のライフフォ ーラムの実施	公募による実行委員会 を組織し、互いに理解を 深め合いながら交流す る中で、市民参画による 男女共同参画意識啓発 のためのフォーラムを 実施する。	公民館	継続

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

女性も男性も持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保されるようワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。

課題1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男女一人一人が、やりがいや充実感を感じて働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自の人生の各段階において、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、取組を進めていきます。

施策1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
19	ワーク・ライフ・バラ ンスに対する意識啓 発	国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	観光商工課	継続
		国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランス に対する意識啓発を図る。	子育て支援課	継続
		国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランス に対する意識啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
20	特定事業主行動計画の推進	仕事と生活の両立支援 のため、職員の意識啓発 を図り、働き方の見直し を進める。	職員課	継続

施策2 子育て支援

安心して子育てに取り組める社会を目指し、環境づくりに取り組みます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
21	子育てひろば事業の 充実	子育て家庭の支援を行 うため、0歳から3歳ま での子育て家庭を中心 に「親子のつどいの場」 を提供し、子育て相談や 講習会などを行う「子育 てひろば」の充実を図 る。	子育て支援課	継続
22	子育て支援ネットワ ークの充実	地域全体できめ細かな 子育て支援ができるネ ットワークの充実を図 る。	子育て支援課	継続
23	子ども家庭支援セン ターの充実	子供と家庭のあらゆる 相談に応じ、関係機関と 連携し、子育て家庭を支 援する子ども家庭支援 センター事業の充実を 図る。	子育て支援課	継続
24	ファミリーサポート センターの運営の充 実	地域において育児等の 援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、 育児等について助け合 う会員組織であるファ ミリーサポートセンタ ーの運営の充実を図る。	子育て支援課	継続
25	乳幼児の短期保護(ショートステイ事業)、 一時預かりの実施	保護者が疾病等の社会 的理由により、一時的に 養育が困難となったと きに乳幼児の短期保護、 一時預かり事業を実施 する。	子育て支援課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
26	病後児童の保育	保育所に通所中の児童 等が病気の回復期にあ り、集団保育の困難な時 に、一時預かりを行う。	子育て支援課	継続
27	トワイライト(夜間一時預かり)事業の実施	保護者が仕事などの理 由により夜間の時間帯 に一時的に子供の養育 が困難な場合、児童福祉 施設等で預かるトワイ ライト事業の検討を行 う。	子育て支援課	検討
28	子育て支援に対する 各種手当・医療費助成 の充実	子育でに伴う経済的負担の軽減や、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、対象の拡大と支給額の増額を国や東京都に要望していく。	子育て支援課	継続
29	ひとり親家庭ホーム ヘルプサービスの充 実	ひとり親家庭へのホームへルプサービス事業 の充実を図る。	子育て支援課	継続
30	母子家庭への自立支 援給付費の支給	母子家庭の母親の就業 に際して、職業スキルの 向上等、主体的な能力開 発を支援する。	子育て支援課	継続
31	子育て支援のための 場の充実	幼児を持つ親の交流や 育児情報の提供等を行 うための場の充実を図 る。	子育て支援課	継続
32	要保護児童対策地域 協議会の充実	関係機関相互の連携の 強化を図り、要保護児童 等の支援、児童虐待の防 止に努める。	子育て支援課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
33	育児・介護休業制度の 普及・啓発	国や東京都と連携し、育 児・介護休業制度の普及 と啓発に努める。	子育て支援課	継続
34	延長保育・低年齢児保育・子育て相談など保育内容の充実	保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、延長保育や低年齢児保育、子育て相談など、保育所の保育内容の充実を図る。	児童課	継続
35	家庭福祉員制度の充実	働く保護者の保育ニーズに基づき、保育の技能や経験を持つ家庭福祉員が、その家庭において預かり保育を行う制度の充実に努める。	児童課	継続
36	無認可保育所への支援	認証保育所の保育の充 実を図るため、運営費の 支援を行う。	児童課	継続
37	障がい児保育の充実	障がい児の特性に応じ た受け入れ体制の整備 等、障がい児保育の充実 を図る。	児童課	継続
38	学童クラブの充実	働く親の支援と児童の 健全育成を図るため、学 童クラブの運営の充実 を図る。	児童課	継続
39	児童館における子育 て支援の充実	子育ての交流の場として、幼児クラブ等の活動 内容の充実を図る。	児童課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
40	休日保育事業の充実	休日に、保護者の就労等 で保育に欠ける児童に、 休日保育事業の充実を 図る。	児童課	継続
41	地域福祉活動への支援の充実	民生委員・児童委員による見守りや相談等の活動を支援する。また、社会福祉協議会が行う「ふれあい福祉委員事業」に補助金を交付し、声かけや見守り活動への支援と充実を図る。	生活福祉課	継続
42	民間遊び場、市立公園 の整備・充実	民間遊び場や市立公園 の整備と充実を図る。	管理課	継続
43	教育相談の充実	学校への不適応、不登校 問題や進路相談等、教育 相談の充実を図る。	指導室	継続
44	子ども読書活動の充実	子供の読書活動推進の ために、子育て講座やブ ックスタート事業等、子 育て支援事業の充実を 図る。	図書館	継続

施策3 介護支援

男女が共に介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業の充実に取り組みます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
45	介護保険制度の周	介護保険制度の周知・啓	高齢者支援課	継続
	知・啓発と介護サービ	発を行い、要介護、要支		
	スの充実	援者への介護サービス		
		の充実を図る。		

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
46	介護教室等の充実	介護に男女が共同して 参加するため、介護教室 を実施する。	高齢者支援課	継続
47	相談体制の充実	地域包括支援センター 及び在宅介護支援セン ターにおいて、在宅で高 齢者を介護している方 の日常的な悩みや相談 に対応する。	高齢者支援課	継続
		障がい者就労・生活支援 センター及び精神障が い者の地域活動支援セ ンターにおいて、在宅で 障がい者を介護してい る方の日常的な悩みや 相談に対応する。	障がい者支援課	継続
48	地域包括支援センターの充実	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療等、総合的な支援を行うため、地域包括支援センター事業の充実を図る。	高齢者支援課	継続
49	高齢者在宅サービス センターの充実	高齢者に通所等のサービスを提供し、要介護状態になることの予防を図る。	高齢者支援課	継続
50	在宅介護支援センタ ーの充実	相談業務や家族介護教 室等を実施する在宅介 護支援センター事業の 充実を図る。	高齢者支援課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
51	おむつの給付	常時おむつを使用している高齢者等に、おむつ等の現物を給付する。	高齢者支援課	継続
		3歳以上の常時おむつ を使用している心身障 がい者(児)に、おむつ 等の現物を給付する。	障がい者支援課	継続
52	障がい者(児)緊急一 時保護の充実	在宅で介護を受けている心身障がい者の保護者の緊急時(家族等の疾病、事故、冠婚葬祭等)に、保護や介護の軽減を図るため、障がい者を一定期間保護する緊急一時保護の充実を図る。	障がい者支援課	継続
53	障がい者手当の充実	障がい者手当の給付の 充実と制度等の啓発を 図る。	障がい者支援課	継続
54	介護者への一時的休息サービス(レスパイトサービス)の拡充	介助者を一時的に一定 の期間、介護や介助から 解放するレスパイト・サ ービスを拡充し、家庭に おける介護等の軽減を 図る。	障がい者支援課	継続
41	地域福祉活動への支 援の充実 (再掲)	民生委員・児童委員による見守りや相談等の活動を支援する。また、社会福祉協議会が行う「ふれあい福祉委員事業」に補助金を交付し、声かけや見守り活動への支援と充実を図る。	生活福祉課	継続

課題2 就労の支援

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その能力と個性を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら、依然として、従来の固定的な性別役割分担の意識は残っており、希望する働き方の選択肢は限られています。

男女の自立した生活を目指し、性別や年齢、家庭等の実情に応じた支援に取り組んでいきます

施策1 男女の雇用機会の均等確保

男女が、その個性や能力を発揮し自立できるよう、就業に関する情報の提供や意識の啓発を図ります。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
33	育児・介護休業制度の 普及・啓発 (再掲)	国や東京都と連携し、育 児・介護休業制度の普及 と啓発に努める。	子育て支援課	継続
55	パートタイム労働等 に関する情報の収 集・提供	パートタイム労働等の 労働条件向上のため情 報収集や提供に努める。	観光商工課	継続
56	講演会や講座の実施	パートタイム労働等の 労働条件改善に向け、セ ミナー等を実施する。	観光商工課	継続
57	労働相談の充実と周 知	労働相談の充実と周知に努める。	観光商工課	継続
		市民相談の一環として 労働相談を実施する。	市民課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	区分
58	啓発活動の推進	商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報 提供に努める。	観光商工課	継続
		農業における女性の労働条件等の改善を図る ため、情報提供に努める。	農林課	継続
59	就労機会の充実	働く意欲を持つ中高年 齢者の再就職の支援を 図る。	観光商工課	継続
		高齢者の就労機会を拡 充するため、シルバー人 材センターへの支援を 行う。	高齢者支援課	継続

施策2 職業能力開発の支援

就職や再就職、起業等について、情報の提供と意識の啓発を図ります。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
60	就労の際に役立つ技 能や技術の習得のた めの情報収集・提供	就労の際に役立つ情報 の収集や提供に努め る。	観光商工課	継続
61	女性が活躍している 市内企業の紹介	女性の積極的活用を行っている市内企業を、 情報誌等を通じて紹介 する。	観光商工課	継続
62	女性の起業活動への 支援	女性の起業活動への支 援を検討する。	観光商工課	検討

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
63	空き店舗活用の支援	起業を目指す女性を支援するために、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図るとともに、起業家を支援する。	観光商工課	継続
30	母子家庭への自立支 援給付費の支給 (再掲)	母子家庭の母親の就業 に際して、職業スキル の向上等、主体的な能 力開発を支援する。	子育て支援課	継続
64	望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実	学校教育において、自 己の生き方を考える指 導を推進し、性別にと らわれない進路選択が できる能力の向上を図 る。	指導室	継続

基本目標Ⅲ 安全な社会と住みやすい環境のまちづくり

全ての市民が、健康で安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

課題1 高齢者や障がい者の自立支援

高齢者や障がい者が自立し、健康で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、高齢者や障がい者を社会を支える重要な一員として位置づけるとともに、生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策等を展開していく必要があります。

このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた介護基盤の構築等に取り組んでいきます。

施策1 社会参画への支援

高齢者や障がい者が、意欲と能力に応じて社会参加できるよう、環境づくり と意識啓発を図ります。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
65	高齢者等のボランテ ィア活動の推進	健康で意欲的な高齢者 等のボランティア活動 を推進し、社会参加の 促進を図る。	高齢者支援課	継続
		健康で意欲的な高齢者 等のボランティア活動 を推進し、社会参加の 促進を図る。	生涯学習推進課	継続
		健康で意欲的な高齢者 等のボランティア活動 を推進し、社会参加の 促進を図る。	公民館	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
66	高齢者クラブ活動支 援事業の推進	高齢者の福祉の増進に 資することを目的とし て活動している高齢者 クラブへの助成を行 う。	高齢者支援課	継続
59	就労機会の充実 (再掲)	働く意欲を持つ中高年 齢者の再就職の支援を 図る。	観光商工課	継続
		高齢者の就労機会を拡 充するため、シルバー 人材センターへの支援 を行う。	高齢者支援課	継続
67	障がい者の就労の場 の確保	障がい者の就労の場の 確保と就労支援の推進 を図る。	障がい者支援課	継続
68	生活介護施設の充実	常時介護を必要とする 障がい者に日中活動の 場として、排せつ、食 事の介護などを行い、 創作的活動や生産活動 の機会を提供し生活の 充実を図る。	障がい者支援課	継続
69	理解・啓発活動の推進	障がい者福祉の基本理 念であるノーマライゼ ーションの考え方や福 祉施設の紹介、ボラン ティア活動の推進等、 広く啓発活動を行う。	障がい者支援課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
70	自立支援給付事業	個々の障がいのある 方々の障がい程度や、 勘案すべき事項を踏ま え、個別に介護給付・ 訓練等給付・自立支援 医療費を給付する。	障がい者支援課	継続
71	地域生活支援事業	利用者や地域の実情に 応じた相談支援事業・ コミュニケーション支 援事業・日常生活用具 給付事業等を実施す る。	障がい者支援課	継続
72	社会復帰の促進	保健所や医療機関、相 談支援事業所、障がい 福祉サービス事業所等 と連携し、精神障がい 者の社会復帰の促進を 図る。	障がい者支援課	継続
73	あきる野ハローワー クとの連携	高齢者等の働く場所の 拡大や情報提供のた め、ハローワークとの 連携を図る。	観光商工課	継続
74	高齢者の学習機会の拡大・充実	高齢者の知識の向上や 社会参加、相互交流を 目指し、寿大学(公民館 事業)の充実を図る。	公民館	継続
		視覚等の障がいにより 活字では情報の入手が 困難な障がい者等に対 し、録音資料の作成や 対面朗読を行い、学習 機会の充実を図る。	図書館	継続

施策2 高齢者や障がい者の自立支援

高齢者や障がい者が自立した生活を送ることができるよう、支援情報の提供 や介護サービスの充実を図ります。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
75	年金制度の周知・啓発	年金制度の周知・啓発 を図る。	保険年金課	継続
45	介護保険制度の周知・啓発と介護サービスの充実 (再掲)	介護保険制度の周知・ 啓発を行い、要介護、 要支援者への介護サー ビスの充実を図る。	高齢者支援課	継続
76	地域イキイキ元気づ くり事業の充実	地域の中で住民との交 流を通して、生活の自 立と社会性の回復を目 指し、地域イキイキ元 気づくり事業の充実を 図る。	高齢者支援課	継続
		地域の中で住民との交 流を通して、生活の自 立と社会性の回復を目 指し、地域イキイキ元 気づくり事業の充実を 図る。	健康課	継続
77	高齢者生きがい活動 支援通所事業	社会的孤立感の解消や 自立生活の助長、要介 護状態への進行を予防 するため、通所事業の 充実を図る。	高齢者支援課	継続
78	高齢者生活管理指導 短期宿泊事業	社会適応が困難な高齢 者に対し、施設への短 期の宿泊を通して、日 常生活に対する指導や 支援を行う。	高齢者支援課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
79	自立支援日常生活用具給付事業	高齢者に対して自立し た生活の確保や日常生 活の便宜を図り、安心 して在宅生活が送れる ことを目的に日常生活 用具を給付する。	高齢者支援課	継続
		障がい者に対して自立 した生活の確保や日常 生活の便宜を図り、安 心して在宅生活が送れ ることを目的に日常生 活用具を給付する。	障がい者支援課	継続
80	高齢者自立支援住宅 改修給付事業	高齢者の居住する住宅 の改修費を給付する。	高齢者支援課	継続
81	高齢者配食サービス 事業	一人暮らし高齢者等へ 配食サービス事業を実 施する。	高齢者支援課	継続
82	男性高齢者の生活的自立のための講座の充実	男性の生活的自立を目 指し、料理や介護等、 生活技術の取得のため の講座等の充実を図 る。	高齢者支援課	継続
83	在宅サービスネット ワークの拡充	地域包括支援センター と高齢者在宅サービス センター、在宅介護支 援センターが連携し、 在宅サービスネットワ ークの拡充を図る。	高齢者支援課	継続
84	点字図書の給付	視覚障がいのある方に 点字図書購入費の助成 を行う。	障がい者支援課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
85	障がい者 (児) 補装具 の交付と修理	身体障がい者の日常生 活の機能を向上させる ため、補装具費の支給 を行う。	障がい者支援課	継続
86	心身障がい者自動車 運転教習費の助成	一定以上の等級の身体 又は知的障害者手帳を 持っている方が運転免 許を取得するのに当た り、運転教習費の一部 助成を行う。	障がい者支援課	継続
87	身体障がい者用自動 車改造への助成	身体障がい者の就労を 援助するため、自動車 の走行装備、駆動装置 等の一部を改造する費 用の助成を行う。	障がい者支援課	継続
88	人工肛門・人工ぼうこ う用装具購入費の助 成	人工肛門や人工ぼうこ うを造設した方に、装 具購入費の助成を行 う。	障がい者支援課	継続
89	手話通訳奉仕員派遣 事業	家庭生活や社会生活を 営む上で支障がある場 合に手話通訳奉仕員の 派遣を行う。	障がい者支援課	継続
70	自立支援給付事業 (再掲)	個々の障がいのある 方々の障がい程度や、 勘案すべき事項を踏ま え、個別に介護給付・ 訓練等給付・自立支援 医療費を給付する。	障がい者支援課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
71	地域生活支援事業(再掲)	利用者や地域の実情に 応じた相談支援事業・ コミュニケーション支 援事業・日常生活用具 給付事業等を実施す る。	障がい者支援課	継続
90	訪問指導の充実	心身機能の低下防止と 健康の保持・増進のた め、訪問指導の充実を 図る。	健康課	継続
91	高齢者住宅の確保	一人暮らし高齢者や高 齢者のみの世帯が、地 域社会の中で自立した 生活が送れるよう、集 合住宅の供給を図る。	施設営繕課	継続

施策3 バリアフリー化の推進

高齢者や障がい者の生活に配慮した、優しいまちづくりに取り組みます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
	道路及び公共施設等 のバリアフリー化の 推進	高齢者や体の不自由な 方の社会参加の促進を 図るため、市内公共施 設等の整備充実を図る	施設営繕課	継続
		高齢者や体の不自由な 方の社会参加の促進を 図るため、道路や市内 公共施設等の整備充実 を図る。	都市計画課	継続
		高齢者や体の不自由な 方の社会参加の促進を 図るため、道路や市内 公共施設等の整備充実 を図る。	区画整理推進室	継続
		高齢者や体の不自由な 方の社会参加の促進を 図るため、関係部署と 連携し、道路のバリア フリー化の整備充実を 図る。	建設課	継続
		高齢者や身体が不自由な方の社会参加の促進のため、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、東京都の補助事業を活用し、関係部署と連携のうえ道路や市フム共施設等のバリアフリー化の整備を図る。	生活福祉課	継続

課題2 安全なまちづくり

安全が確保され、生活しやすい地域社会としていくためには、男女が共に防犯活動や高齢者・子供の見守り活動などの地域活動に参加していくことが必要です。また、防災の分野においては、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、この分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していく必要があります。

このため、安心・安全に対する情報の提供や啓発に取り組むとともに、地域防災計画や防災に関するマニュアル等に男女共同参画の視点や高齢者、外国人の視点が反映できるように取り組みます。

施策1 女性や高齢者等に優しい防災体制の整備

地域防災計画や各種防災対応マニュアル等に女性や高齢者等の視点を取り入れるなど、防災における男女や各世代のニーズの違いを把握し、防災体制の整備を進めます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
93	地域防災計画の推進	男女共同参画の視点に 立った地域防災計画の 改定と事業の推進を図 る。	地域防災課	継続
94	災害時要援護者の避 難支援対策の推進	防災・安心地域委員会 と協働し、要援護者の 避難支援対策を推進す る。	地域防災課	継続
95	防災・安心地域委員会 への支援の充実	地域が主体となって防 災対策に取り組む防 災・安心地域委員会活 動への支援の充実を図 る。	地域防災課	継続
96	地域防災リーダーの 育成	地域防災力を強化する ため、災害対応に関す る知識と技能を身に付 けた地域防災リーダー の育成を図る。	地域防災課	継続

施策2 犯罪や事故のないまちづくり

地域やPTA、学校と協力・連携し、児童・生徒の安全確保を図る取組や、 町内会・自治会が行う地域の防犯対策について支援していきます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
97	防犯対策の推進	警察署及び防犯協会、 各地区町内会・自治会 等と連携し、安全で、 安心して暮らせるまち づくりを推進する。	地域防災課	継続
98	交通安全運動等の推 進	警察署及び交通安全協会等と連携し、交通事故の発生抑制に努め、 安心して暮らせるまちづくりを推進する。	地域防災課	継続
99	学校安心安全対策の 強化	学校や家庭、地域、関係機関等が相互に連携 し子供を守る体制の強 化を図る。	教育総務課	継続
100	関係機関と連携した 安全教育の充実	地域安全マップ作りや セーフティ教室等を通 じて、学校と家庭、地 域、関係機関が連携し た安全教育の充実を図 る。	指導室	継続
10	青少年健全育成活動 の充実 (再掲)	青少年健全育成地区委 員会を中心に、非行防 止のパトロールや通学 路の安全点検、不健全 図書類の店舗への立ち 入り調査等を行い、青 少年の健全育成を図 る。	生涯学習推進課	継続

施策3 外国人に優しいまちづくり

外国人が生活しやすいまちづくりを図っていきます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
101	ガイドブック等の外国語版の発行	ごみの出し方等の英語 版等パンフレットを発 行し、その普及に努め る。	生活環境課	継続
		図書館利用案内等の英 語版等パンフレットを 発行し、利用の促進に努 める。	図書館	継続
102	国際理解教育の充実	外国語指導助手(AET) を活用した国際理解教 育を推進する。	指導室	継続
103	アーティスト イン レジデンス事業の充 実	地域児童の国際理解や 国際交流を深めるため、 外国人アーティストと の交流の充実を図る。	生涯学習推進課	継続
104	外国都市との友好促進	中学生の交流事業を通 して、国際姉妹都市マー ルボロウ市との友好促 進を図る。	生涯学習推進課	継続
105	国際化推進団体への支援	海外派遣経験者により 組織される「あきる野市 国際化推進青年の会」の 活動に対し支援を行う。	生涯学習推進課	継続

課題3 健康の保持と増進

男女が、互いにその身体的性差を理解しあい、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上での基本となります。また、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするため、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組んでいく必要があります。

特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の各段階において、男性とは異なる健康問題があり、状況に応じた適切な健康の保持増進に留意する必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の啓発 とこれに基づく男女の生涯にわたる健康づくり支援に取り組んでいきます。

施策1 母性保護と母子保健の充実

母性保護に向けた環境づくりと啓発活動を推進するとともに、妊産婦や乳幼児に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
106	リプロダクティブ・へ ルス/ライツに関す る意識の啓発	妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。	健康課	継続
		妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。	生涯学習推進課	継続
107	母親学級の充実	母親学級を開催し、妊婦 や乳児の健康管理や、正 しい知識の普及に努め る。	健康課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
108	妊婦健康診査の充実	妊娠経過の確認と妊婦 の身体異常の早期発見 や、健康保持、増進の充 実を図る。	健康課	継続
109	乳幼児健康診査の充 実	乳幼児の健やかな成長 のため、関係機関との連 携により、健康診査の充 実を図る。	健康課	継続
110	予防接種の実施	感染の恐れのある疾病 の発生を予防するため、 乳幼児等を対象に予防 接種を実施する。	健康課	継続
111	育児相談の充実	乳幼児の母親の育児に 関する相談の充実を図 る。	健康課	継続
112	母子健康手帳の交付	妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。	健康課	継続

施策2 健康問題への啓発の推進

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう情報提供と意識啓発を図ります。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
113	健康手帳の交付	自らの健康管理に役立 てるため、健康手帳の交 付を行う。	健康課	継続
114	健康教育の充実	生活習慣病の予防や健 康に関する正しい知識 の普及のため、健康教育 の充実を図る。	健康課	継続

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
115	健康づくり活動の推進	健康づくりの基本である運動・栄養・休養の知識を普及するため、健康づくり活動の推進を図る。	健康課	継続
116	食生活改善のための 普及・啓発	健康づくり市民推進委員会の活動を通じて、食生活改善のための普及や啓発を行う。	健康課	継続
117	研修・講習会の強化	健康増進に関する情報 の発信を研修や講習を 通じて普及を図る。	健康課	継続
118	薬物乱用防止の啓発	薬物乱用防止の啓発に 努める。	健康課	継続
119	がん検診の充実	がん検診を充実し、がん の早期発見・早期治療を 図る。	健康課	継続
120	健康相談の充実	保健相談や栄養相談等、 心身の健康に関する健 康相談の充実を図る。	健康課	継続

基本目標Ⅳ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、対等なパートナーとして、政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進めます。

課題1 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が共に対等な立場で、政策・方針等の意思決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会を実現するうえで最も重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が 占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという「2020年 30%」の目標の達成を目指し、実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・ アクション)を推進しています。

市においては、引き続き、審議会や委員会等への女性の参画を積極的に推進 し、多様な意見が市政に反映できるようにしていきます。また、市職員にあっ ては研修等を通じて、男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

施策1 審議会委員等への女性の参画拡大

男女の多様な意見を反映するため、男女がバランスよく政策決定や意思決定をする過程に参画できるよう取り組みます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
121	委員の女性比率の拡	市政に女性の意見や視	生涯学習推進課	継続
	大	点を反映させるため、		
		各委員会等における女		
		性委員の比率が30%		
		以上となるよう、女性		
		委員の任用を図る。		
122	委員の任用方法の検	委員選定に当たって	生涯学習推進課	継続
	討	は、女性の現状を考慮		
		し、公募や女性委員推		
		薦の働きかけなど弾力		
		的な運用を図る。		
123	女性委員比率の達成	達成度のチェックと公	生涯学習推進課	継続
	度のチェック及び市	表を行う。		
	民への公表			

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
14	男女共同参画に関す	男女共同参画推進に向	生涯学習推進課	継続
	る啓発活動の推進	けた国や東京都、市の		
	(再掲)	政策や取組等の情報提		
		供を行い、男女平等の		
		意識啓発を図る。		

施策2 あらゆる分野での女性の参画拡大

男女共同参画社会実現に向けての取組を推進するためには、あらゆる分野に おいて男女が対等な立場で参画していくことが重要です。そのための人材育成 と意識啓発を図ります。

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	区分
124	男女共同参画に関す	男女共同参画に関する	職員課	継続
	る職員研修の充実	職員研修の充実を図		
		る。		
14	男女共同参画に関す	男女共同参画推進に向	生涯学習推進課	継続
	る啓発活動の推進	けた国や東京都、市の		
	(再掲)	政策や取組等の情報提		
		供を行い、男女平等の		
		意識啓発を図る。		
18	女と男のライフフォ	公募による実行委員会	公民館	継続
	ーラムの実施	を組織し、互いに理解		
	(再掲)	を深め合いながら交流		
		する中で、市民参画に		
		よる男女共同参画意識		
		啓発のためのフォーラ		
		ムを実施する。		

基本目標V 計画の確実な推進

市民との協働により、男女共同参画社会の実現を目指します。

課題1 推進体制の整備

本計画を実効性のあるものとするため、可能な限り各事業目標の数値化を図り、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルによる進行管理を行うとともに、市民との協働を通じ、多様化・複雑化する課題への対応を図ります。

施策1 重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化

男女共同参画プランを着実に推進するため、計画事業の進行管理を行い、その結果を公表します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
125	男女共同参画推進本	男女共同参画施策を計	生涯学習推進課	継続
	部の機能充実	画的、総合的に推進す		
		るため、庁内推進体制		
		の充実を図る。		
126	男女共同参画計画の	男女共同参画プランの	生涯学習推進課	継続
	進行管理	進捗状況を点検・公表		
		し、計画事業の進行管		
		理を行う。		

施策2 市民との連携・協働体制の充実

市民との協働により、男女共同参画プランを推進します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課	区分
127	男女共同参画推進市	男女共同参画プランの	生涯学習推進課	継続
	民会議との協働によ	進捗状況を評価し、計		
	る事業の推進	画の推進方法等につい		
		て検討を行う。		
128	ボランティアの育成	ボランティアの育成と	生涯学習推進課	継続
	と活用	活動の場を提供し、市		
		民との協働を進める。		

資 料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 3 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章
- 4 あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱
- 5 あきる野市男女共同参画推進本部設置要綱
- 6 男女共同参画社会実現に向けての主な動き
- 7 男女共同参画関連用語の説明

1 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正: 平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、 地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、こ の法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。(定義)
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる 分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的 利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

- **第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)
- **第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めな ければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- **4** 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な 措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的 取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者 の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を 講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の 促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- **第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、 監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができ る。
- **2** 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項 は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- **第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

(別に定める経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に 法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正: 平成一九年七月一一日法律第一一三号

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条·第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現 に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- **2** この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、 「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同 様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町 村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議 しなければならない。
- **4** 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を 定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- **4** 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- **第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配 偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を 行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、 第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託 して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法 (明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- **4** 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年 法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところ により、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な 措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を 受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
 - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること 及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置 を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該 親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合 に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき 又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - **二** 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法 (明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項 の認証を受けたものを添付しなければならない。 (迅速な裁判)
- **第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)
- **第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- **第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- **2** 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における 言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命 じなければならない。
- **5** 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項 までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその 効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及 びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について で準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該 命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその 職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証 を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において 「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏

まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を 深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及 び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の 更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並び に被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う 民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して 行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- **2** 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- **第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により 記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過 料に処する。

附則抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。
 (検討)
- **第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- **第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。
 (検討)
- **第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

- **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 (経過措置)
- **第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

平成19年12月18日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により策定 平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により改定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、 仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、 家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会 全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず 誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、 少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

[いま何故仕事と生活の調和が必要なのか]

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割 を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っ ている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育でに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の 社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中 高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しな ければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望

を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくことと する。

[仕事と生活の調和が実現した社会の姿]

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、 仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人 生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
 - 経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加 のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国

や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1)企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

4 あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱

平成 11 年 2 月 22 日 通達第 23 号

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、あきる野市男女共同参画計画を市民と協働し、円滑に推進するため、あきる野市男女共同参画推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(平 15 通達 34·一部改正)

(所掌事項)

- 第 2 条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、 その結果を市長に報告する。
 - (1) あきる野市男女共同参画計画の推進に関すること。
 - (2) その他男女共同参画関係施策に関し、市長が必要と認めること。

(平 15 通達 34·一部改正)

(組織)

- 第3条 市民会議は、市長が委嘱する委員10人以内とし、あきる野市の区域内に住 所を有する者又は勤務する者をもって組織する。
- 2 前項の場合において、3人以内の委員については、公募を行い、その応募者の中から選考することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、 再任を妨げない。

(謝礼)

第5条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

- 第6条 市民会議に、次に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- 2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、市民会議を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)
- 第 8 条 市民会議は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くこと ができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(平 18 通達 12·平 20 通達 24·一部改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成11年3月1日から施行する。
- 2 あきる野市女性行動計画策定推進委員会設置要綱(平成 8 年あきる野市通達第 51号)は、廃止する。

附 則(平成 18年通達第 12号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年通達第 24 号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5 あきる野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 11 年 2 月 22 日 通達第 22 号

(目的及び設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現をめざし、あきる野市男女共同参画計画に基づき、 男女共同参画関係施策の総合的な推進を図るため、あきる野市男女共同参画推進本 部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(平 15 通達 35·一部改正)

(所掌事項)

- 第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) あきる野市男女共同参画計画の推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画関係施策の総合調整に関すること。
 - (3) その他男女共同参画関係施策に関すること。

(平 15 通達 35・平 18 通達 12・一部改正)

(組織等)

- 第3条 推進本部は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 本部長 市長
 - (2) 副本部長 副市長
 - (3) 本部員 教育長及び部長級の職員
- 2 本部長は、推進本部を代表し、総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 (平 15 通達 35・平 18 通達 12・平 19 通達 14・一部改正)

(会議)

- 第 4 条 推進本部は、必要の都度開催するものとし、本部長が招集する。
- 2 会議の議長は、本部長をもって充てる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め意見を聴く ことができる。

(平 15 通達 35·一部改正)

(幹事会)

- 第 5 条 第 2 条に規定する事項の調査及び検討を行うため、推進本部の下に幹事会を 設置する。
- 2 幹事会は、前項の調査及び検討の結果を推進本部に報告しなければならない。

(平 20 通達 24・全改)

(幹事会の組織等)

第6条 幹事会は、市長が任命する職員(以下「幹事」という。)をもって組織する。

- 2 幹事の数及び人員は、本部長が定める。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、それぞれ幹事の中から互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会の下に実務担当者会を設置することができる。
- 6 幹事会及び実務担当者会に関する事項は、幹事長が定める。

(平 20 通達 24・全改)

(庶務)

第7条 推進本部、幹事会及び実務担当者会の庶務は、男女共同参画担当課において 処理する。

(平 20 通達 24・全改)

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 あきる野市女性行動計画検討委員会設置要綱(平成 10 年あきる野市通達第 7 号)は、 廃止する。

附 則(平成 12年通達第 17号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 13年通達第 23号)

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則(平成 17年通達第 13号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 18年通達第 12号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成 19年通達第 14号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役については、その者が在職する期間に限り、この要綱による改正後のあきる野市職員の退職勧奨に関する要綱、あきる野市 男女共同参画推進本部設置要綱、あきる野市行政評価推進本部設置要綱、あきる野市 IT 推進本部設置要綱、あきる野市環境基本計画策定本部設置要綱、あきる野市 生涯学習推進本部設置要綱及びあきる野市行政改革推進本部設置要綱の規定にか かわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年通達第 24 号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

6 男女共同参画社会実現に向けての主な動き

年	あきる野市の動き	日本の動き	世界の動き
1975 (昭和 50 年)		・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「義務教育諸学校等女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」成立(1976年4月施行)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催 (第1回世界女性会議 メキシ コシティ) ・「世界行動計画」採択
1976 (昭和 51 年)		・民法の一部を改正する法律の 施行(離婚後も婚姻中の姓を称 することができる)	・国際婦人年始まる (~1985 年) ・ILO (国際労働機関) 事務局に 婦人労働問題担当室を設置
1977 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」を策定・国内行動計画 前期重点目標決定・国立婦人教育会館(埼玉県嵐山町)開館	・「国連婦人の 10 年」世界会議 等採択
1978 (昭和 53 年)		・婦人問題企画推進本部ニュース「えがりて」創刊(以降隔月 発行)	· 日中平和友好条約調印
1979 (昭和 54 年)			・国際児童年 ・「女子に対するあらゆる形態 の差別の撤廃に関する条約」を 採択 ・東京サミット開催
1980 (昭和 55 年)		・「女子差別撤廃条約」に署名	・「国連婦人の10年中間年世界 会議」開催(第2回世界女性会 議 コペンハーゲン) ・国連婦人の10年後半期行動計 画プログラム採択 ・イラン・イラク戦争
1981 (昭和 56 年)		・国内行動計画後期重点目標決 定	・国際障害者年 ・ILO 第 156 号条約及び第 165 号勧告「男女労働者特に家族的 責任を有する労働者の機会均等 及び均等待遇に関する条約」採 択
1982 (昭和 57 年)			・女子差別撤廃委員会設立

年	あきる野市の動き	日本の動き	世界の動き
1983 (昭和 58 年)		・内閣総理大臣閣議において審 議会等への婦人登用促進を発言	
1984 (昭和 59 年)	・東京都女性海外派遣 事業参加(アメリカ合 衆国)	・国籍法、戸籍法一部改正・施 行(父系血統主義から父母両系 血統主義へ)	・「世界人口会議」(メキシコシ ティ) ・国連婦人の 10 年エスカップ地 域政府間会議を東京で開催
1985 (昭和 60 年)	・秋川市婦人問題行政 推進会議設置 ・「秋川市婦人問題に 関する意識調査」実施 ・東京都女性海外派遣 事業参加(ケニア共和 国、イギリス)	・男女雇用機会均等法成立(1986年4月施行) ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法の一部改正(第3号被保険者) ・家庭科教育のあり方について の改正の報告	・国際青年年 ・第3回世界女性会議開催(ナイロビ) ・「西暦2000年に向けての婦人 の地位向上のための将来戦略」 (ナイロビ将来戦略)を採択
1986 (昭和 61 年)	・秋川市婦人問題行政 推進会議より「秋川市 婦人問題に関する調査 報告書」提出 ・東京都女性海外派遣 事業参加(オーストラ リア、ニュージーラン ド)	・労働基準法一部改正施行 (女子保護規定の緩和等) ・機会均等調停委員会を設置 ・婦人問題企画推進有識者会議 を設置 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・高校の家庭科男女共修決定	
1987 (昭和 62 年)		・西暦 2000 年に向けての「新国 内行動計画」策定 ・配偶者特別控除制度創設	・国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)
1988 (昭和 63 年)		・労働基準法の一部改正(労働 時間短縮等)	・第7回女子差別撤廃委員会開催 (ニューヨーク) ・日本の「女子差別撤廃条約実施状況第1回報告」を審議
1989 (平成元年)		・「新学習指導要領」告示(技術・家庭が男女共通履修に改定、 平成5年度から実施) ・内閣に史上初の女性閣僚2名 入閣 ・男女雇用機会均等法施行規則 等の改正	・国連総会「子どもの権利条約」 採択
1990 (平成 2 年)	・秋川市女性問題懇談 会設置	・「西暦 2000 年に向けての全国 会議」開催 ・老人福祉法の一部改正 (市 町村等に老人保健福祉計画の策 定義務付け) ・生涯学習振興整備法成立	・国際識字年 ・国連経済社会理事会「婦人の 地位向上のためのナイロビ将来 戦略に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」採択

年	あきる野市の動き	日本の動き	世界の動き
1991 (平成 3 年)	・「秋川市女性に関する意識調査」実施 ・東京都女性海外派遣 事業参加(インドネシ ア共和国、タイ王国)	・「西暦 2000 年に向けての新国 内行動計画(第一次改定)」 ・「育児休業等に関する法律」 成立(平成 4 年施行) ・公務員採用試験における女子 の受験制限がなくなる	
1992 (平成 4 年)	・秋川市女性問題懇談 会より「男性と女性が 共に参画し、つくるま ちをめざして-70の 提言-」報告	・初の「婦人問題担当大臣」誕 生	
1993 (平成 5 年)		・初の女性衆議院議員議長の誕生・パートタイム労働法制定	・国連世界人権会議開催「ウィーン宣言」 ・国連総会「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」採択
1994 (平成 6 年)	・東京都女性海外派遣 事業参加(フィリピン 共和国、ブルネイ・ダ ルサラーム国)	・男女共同参画審議会と男女共 同参画室設置 ・男女共同参画推進本部の発足 ・「子どもの権利条約」批准 ・初の女性最高裁判所判事の誕 生 ・男女雇用機会均等法に基づく 指針及び女子労働基準規則改正 ・高校の家庭科男女必修	 ・国際家族年 ・女子差別撤廃委員会の開催(ニューヨーク) ・国際人口・開発会議(カイロ) (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)
1995 (平成 7 年)		・ILO 第 156 号条約(男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)批准・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」 採択 ・北京女性会議 NGO フォーラム 開催
1996 (平成 8 年)	・市組織改正により、 社会教育部社会教育課 に女性係を設置 ・あきる野市女性行動 計画策定推進委員会を 設置 ・女と男のライフフォ ーラム in あきる野 96 実施	・「男女共同参画 2000 年プラン -男女共同参画社会の形成の促 進に関する平成 12 年(西暦 2000 年) 度までの国内行動計画-」 策定 ・「母体保護法」成立(優生保 護法改正)	・子どもの商業的な性的搾取に関する世界会議開催(ストックホルム)

年	あきる野市の動き	日本の動き	世界の動き
1997 (平成 9 年)	・「男女平等に関する アンケート」実施 ・あきる野市女性行動 計画策定推進委員会 「中間報告書」提出 ・女と男のライフフォ ーラム in あきる野 97 実施	・「男女雇用機会均等法」改正 (1999 年 4 月施行) ・労働基準法の女子保護規定の 廃止が決定 ・「男女共同参画審議会設置法」 成立 ・「介護保険法」公布	
1998 (平成 10 年)	・あきるな性行動 ・あきな性でを ・あきながますを ・動いでは ・動いでは ・動いでは ・動いでは ・動いでは ・動いでは ・一男を ・がいて ・一男を ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいでで ・がいて ・がいで ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいて ・がいで ・がいて ・がいで ・がいて ・がいて ・がいで ・がいて ・がいで ・がい ・がいで ・がい ・がいで ・がい ・がいで ・がいで ・がいで ・がいで ・がし ・がし ・がし ・がし ・がし ・がし ・がし ・がし	・「中央省庁等改革基本法」成立 ・「労働基準法」一部改正 ・「改正男女雇用機会均等法」 一部施行(母性健康管理関係)	
1999 (平成 11 年)	・あきる野女性プラン 推進市民会議設置 ・あきる野市女性関係 行政推進会議設置 ・「あきる野女性プラン」推進状況調査(平成 10年度実績)実施 ・女性情報誌「f. wave」 2号.3号発行 ・女と男のライフフォーラム in あきる野 99 実施	・「男女共同参画社会基本法」 公布、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」 「改正労働基準法」「育児・介 護休業法」全面施行 ・「食料・農業・農村基本法」 公布、施行	・国際高齢者年 ・「女子差別撤廃条約選択議定 書」採択
2000 (平成 12 年)	・「あきる野女性プラン」推進状況調査(平成 11 年度実績)実施 ・女性情報誌「f. wave」 4号.5号発行 ・女と男のライフフォーラム in あきる野 2000 実施	・介護保険法、児童虐待防止法、ストーカー行為規制法施行 ・「男女共同参画基本計画」策 定	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催「政治宣言」「成果文書」採択(ニューヨーク)

年	あきる野市の動き	日本の動き	世界の動き
2001 (平成 13 年)	・あきる野市総合計画 策定 ・職員対象の意識調査 実施 ・「あきる野女性プラン」推進大学で 12年度実績)実施 ・第2期あきる野女性 プラン推進市民会議発 と、女性情報誌「f. wave」 6号.7号延と男のライフフォーラム in あきる野実施	・「男女共同参画会議」設置 ・内閣府に「男女共同参画局」 設置 ・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 (DV 防止法)成立 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策 の方針について」策定	・国際ボランティア年
2002 (平成 14 年)	・職員対象の意識調査報告 ・「あきる野女性プラン」推進状況調査(平成13年度実績)実施・女性情報誌「f. wave」8号. 男女共同参画情報誌「f. wave」9号発行・第7回女と男のライフフォーラム in あきる野実施	・アフガニスタンの女性支援に 関する懇談会開催 ・少子化対策プラス1を提案 ・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 全面施行	

年	あきる野市の動き	日本の動き	世界の動き
2003 (平成 15 年)	・ン成・共称・ンき推・係き推・同よ女に方出・同・「発・フる」 14 女参 あ進野市あ政野本あ画「同けつ あ画女w 8 まと進度係推 る民男会る進男」る進あ画のて る画同」 女ラを進度係推 る民男会る進男」る進あ画のて る画同」 女ラお淵績を係 女議共」市議共改市民る画本提 市改画号 男 in と名 大変 表表	・「女性のチャレンジ支援策の 推進について」男女共同参画推 進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公 布、施行 ・女子差別撤廃条約実施状況第 4回・5回報告審議 ・「次世代育成支援対策推進法」 公布、施行	
2004 (平成 16 年)	 ・あきる野市男女共同 参画計画「あきるン」策定 ・男女共同参画情報誌「f.wave」12号.13号発行 ・第9回女と男のライフフォーラム in あきる野実施 	・「女性国家公務員の採用・登 用の拡大等について」男女共同 参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 改正	

年	あきる野市の動き	日本の動き	世界の動き
2005 (平成 17 年)	・第3期あきる野男女 共同参画プラン推進市 民会議発足 ・男女共同参画情報誌 「f.wave」14号.15号 発行 ・第10回女と男のライ フフォーラム in あき る野実施	・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・第 49 回国連婦人の地位委員会 (北京+10) 閣僚級会合 (ニュー ヨーク)
2006 (平成 18 年)	・男女共同参画情報誌 「f. wave」16 号. 17 号 発行 ・第 11 回女と男のライ フフォーラム in あき る野実施	・「国の審議会等における女性 委員の登用の促進について」男 女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大 臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プ ラン」改定	
2007 (平成 19 年)	・「あきな 大	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008 (平成 20 年)	・男女共同参画情報誌 「f. wave」20 号. 21 号 発行 ・第 13 回女と男のライ フフォーラム in あき る野実施	・「女性の参画加速プログラム」 男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	
2009 (平成 21 年)	・男女共同参画情報誌 「f. wave」 22 号. 23 号 発行 ・第 14 回女と男のライ フフォーラム in あき る野実施	・男女共同参画シンボルマーク 決定 ・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	

年	あきる野市の動き	日本の動き	世界の動き
2010 (平成 22 年)	・男女共同参画情報誌 「f. wave」24 号. 25 号 発行 73・第 15 回女と男のラ イフフォーラム in あ きる野実施	・APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク (WLN)会合・第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク (GFPN)会合・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・国連婦人の地位委員会「北京 +15」記念会合 (ニューヨーク)
2011 (平成 23 年)	・男女共同参画情報誌 「f. wave」 26 号. 27 号. 28 号発行		・ジェンダー平等と女性のエン パワーメントのための国際機関 (UN Women) 発足
2012 (平成 24 年)	・男女共同参画情報誌 「f. wave」29 号発行 ・第 16 回女と男のライ フフォーラム in あき る野実施 ・あきる野市男女 共同参画推進市民 会議発足		
2013 (平成 25 年)	・あきる野男女共同参画プラン改定(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含む)		

7 男女共同参画関連用語の説明

◆育児・介護休業法

「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。

少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援等を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、2009年(平成21年)に改正され、2010年(平成22年)6月から施行されました。

◆国際婦人年

1972年(昭和47年)の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界 規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年(昭和50年)を国際婦人年と することが決定されました。また、国連は1976年(昭和51年)~1985年(昭和60年)までの10年間を「国連婦人の十年」としました。

◆国連婦人の十年

1975年(昭和50年)の第30回国連総会において、1976年(昭和51年)~1985年(昭和60年)を「国連婦人の十年一平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年(昭和55年)には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年(昭和60年)には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」(第3回女性会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

◆固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当である にもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分け ることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は 固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

◆ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

◆ストーカー行為等の規制等に関する法律

「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」(平成12年法律第81号)は、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めており、国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。

この法律では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う「つきまとい等」と、同一の者に対して「つきまとい等」を繰り返して行う「ストーカー行為」を規制しています。

◆世界女性会議

1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、5~10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回(国際婦人年女性会議)は1975年(昭和50年)にメキシコシティで、第2回(「国連婦人の十年」中間年世界会議)は1980年(昭和55年)にコペンハーゲンで、第3回(「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議)は1985年(昭和60年)にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年(平成7年)に北京で開催されました。

◆世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年(昭和23年)に第3回国連総会において採択されました。

なお、1950年(昭和25年)の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

◆セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、

単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「職場において行われる性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

◆積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)

「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための 目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

◆男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。 男女共同参画基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の総合的な推進を図るために政府が定められなければならないとされて います。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第 14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策につ いての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならな いことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努め なければならないことが規定されています。

◆男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、

経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を 担うべき社会。

◆男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

◆男女共同参画週間

男女が、互いに人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

◆男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年7月1日法律第103号)は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とし、募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新の各雇用ステージにおける性別を理由とする差別を禁止しています。

◆配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」では、「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

この「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止 法)」は、2001年 (平成13年) に制定され、2004年 (平成16年)、2007年 (平 成19年)に一部改正されました。ちなみに、夫や恋人などのパートナーからの女性への暴力の意味で一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

◆パワー・ハラスメント

職場において、職務上の立場などを利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行ない、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させており、あるいは雇用不安を与えること。

◆北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は、12の重大問題領域に沿って女性のエンパワーメントのためのアジェンダ(行動計画)を記しています。具体的には、(1)女性と貧困、(2)女性の教育と訓練、(3)女性と健康、(4)女性に対する暴力、(5)女性と武力闘争、(6)女性と経済、(7)権力及び意思決定における女性、(8)女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9)女性の人権、(10)女性とメディア、(11)女性と環境、(12)女児から構成されています。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

◆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。2007年(平成19年)に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む、とされています。